令和５年２月 22 日

地域活動を実施される皆さまへ

神戸市企画調整局参画推進課

地域活動に関するお願い

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をとりながら、地域活動に取り組んでいただきまして、誠にありがとうございます。

令和５年１月 27 日付で「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定され、これを受けて同年２月３日付で令和４年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」が改定されました。

これら方針等の内容に基づき、各種地域活動の実施にあたっては、引き続き基本的な感染症対策を徹底のうえ、下記のとおりご対応いただきますようお願いします。

記

〇令和５年２月 22 日から当面の間は、別紙のとおり、ご対応ください。

〇「大声や声援等を出すことが想定される活動」は「大声や声援等を出さない活動」と同様、使用する部屋の定員までの人数で活動していただけます。

〇なお、令和５年２月10日、国における新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。これを踏まえ、令和５年３月13日からマスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とします（ただし、感染症拡大防止対策等の理由により、引き続き活動時にマスクの着用を求めることは許容されます）。

〇マスク着用の有無に関わらず、引き続き「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。少しでも発熱・咳などの症状がある方がいらっしゃる場合は、活動への参加を控えていただくようご案内ください。

（今後、対応方針が変更となった場合等には改めてご連絡します。次の通知文が届くまでは、本通知の対応を継続してください）。

〇市の助成金等を利用している事業の実施については、各制度の担当課の指示に従ってください。

＜令和５年２月 22 日から当面の間の対策＞

別紙

・・・今回変更箇所

	前回送付時	令和５年２月 22 日からの対策
活動時間	制限なし	制限なし
３密を避ける	屋内 使用する部屋の定員までの人数。 ※ただし、大声での歓声・声援等が想定される活動は、定員の半分の人数（通常時の半分）を目安として活動しましょう。 定員が設定されていない場所では、対人距離を確保して活動しましょう（最低１ｍ）。 屋外 ・屋外にあっては人と人との距離を十分に確保しましょう（できるだけ２ｍ）。	屋内 使用する部屋の定員までの人数。 ※大声での歓声・声援等の有無に関わらず、定員までの人数で活動いただけます。 定員が設定されていない場所では、人と人との間に一定の距離を確保して活動しましょう。 屋外 ・屋外にあっては人と人との距離を十分に確保しましょう（できるだけ２ｍ）。
飲食を伴う活動（給食や喫茶など）	感染症拡大防止対策をしながら実施しましょう。 ※食事中も会話をされる際はマスク着用を推奨します。	感染症拡大防止対策をしながら実施しましょう。 ※食事中も会話をされる際はマスク着用を推奨します。（令和５年３月 13 日以降は個人の判断に委ねることを基本とします。）
歌唱を伴う活動（カラオケや民謡など）	感染症拡大防止対策をしながら実施しましょう。 ※活動中（歌唱中）もマスク着用を推奨します。	感染症拡大防止対策をしながら実施しましょう。 ※活動中（歌唱中）もマスク着用を推奨します。（令和５年３月 13 日以降は個人の判断に委ねることを基本とします。）

○地域活動を実施していただく場合は、感染防止策の基本的な考え方をまとめた「地域活動についての新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」（※）を参考にして、感染防止のために必要な措置を講じていただくようお願いします。

※「地域活動についての新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」（令和５年２月 22 日更新）
https://www.city.kobe.lg.jp/a56164/kurashi/activate/support/covidtaisaku.html
令和５年３月 13 日以降、マスク着用の考え方の見直し内容に伴い改めて更新し、神戸市ホームページへ掲載予定。